## 一般社団法人広島県公認心理師協会 メーリングリスト運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県公認心理師協会(以下、「本会」という)の会員相互の情報交換のためのメーリングリスト(以下、「ML」という)及びその運用について定める。

(運用 ML)

- 第2条 本規程で運用する ML は、本会運営委員会広報部で開設する ML(hacpp\_ml@googlgroups.com) とする。
  - 2 前項の ML の名称は、「広島県公認心理師協会会員メーリングリスト」とする。

(管理者)

第3条 前条の ML の管理は、本会事務局が行う。

(利用申請)

- 第4条 本会の会員で、本規程で定める ML を利用しようとする者は、書面もしくは電子メールにて次の事項を管理者まで届け出るものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 公認心理師登録番号
  - (3) ML に登録するメールアドレス
  - 3 管理者は、新規に ML へ登録した後、本人にその旨を通知する。

(禁止事項)

- 第5条 本規程で定める ML を利用する際の禁止事項は次の通りとする。
  - (1) 第1条の目的以外の利用。
  - (2) クライエントが特定できるような記述や事例の相談。
  - (3) 本会定款に定める目的にそぐわない広告・宣伝等。
  - (4) ML 利用者が不快に感じる発言や誹謗中傷する内容の投稿。
  - (5) MLで入手した情報を投稿者の許可なく外部に流出又は転用する行為。
  - 2 管理者は、前条各号の違反者に対し警告するとともに、不適切な投稿を削除する。

(利用の停止)

- 第6条 本規程で定める ML を利用する者が、その利用の停止を希望する場合は、第4条1項各号の情報と共にその旨管理者へ届け出なければならない。
  - 2 本規程で定める ML を利用する者が、本会の会員資格を喪失した際は、管理者はその資格喪失者 の登録を外さなければならない。
  - 3 前条1項の禁止事項への警告によってもその行動が改まらない会員に対して、管理者はその旨を

本人に通知した上で、当該会員の ML 利用を一定期間停止することができる。

- 4 管理者は、前項の措置を講じた場合は、当該会員の ML 利用を無期限に停止することを理事会の 議案として挙げることとする。
- 5 前項の場合、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ理事会に おいて弁明する機会を与えなければならない。

## (改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

## 附則

この規程は、令和2年10月20日から施行する。